

付 則

（規約の発効）

第 1 条 この規約は、平成 9 年 3 月 2 9 日から効力を発する。

（管理組合の成立）

第 2 条 管理組合の成立は、平成 9 年 3 月 2 9 日とする。

（初代役員）

第 3 条 第 3 4 条にかかわらず初代役員は、平成 9 年 3 月入居説明会時の総会において選任されたところによる。

2 前項の役員の任期は、第 3 5 条第 1 項にかかわらず、平成 9 年 3 月 2 9 日から平成 1 0 年 8 月 3 1 日までとする。

（管理費等）

第 4 条 各区分所有者が負担する管理費、特別修繕費及び組合費は、総会においてその額が決定されるまでは、第 2 4 条第 2 項に規定する方法により算出された〔重要事項説明書〕に定める額とする。

（初年度の会計年度）

第 5 条 初年度の会計年度は規約第 5 4 条の定めにかかわらず、この規約発効の日から平成 1 0 年 6 月 3 0 日までとする。

（初年度予算）

第 6 条 初年度の予算は、規約第 4 7 条第（2）号、第 5 3 条第（1）号及び第 5 6 条第 1 項の定めにかかわらず、管理業務受託者から提出されたものを理事会において追認する。

（経過措置）

第 7 条 この規約の効力が発生する日以前に、損害保険契約、共用部分等の保守管理、会計業務等について、必要な範囲内で管理会社が行った行為についてはこの規約の効力が発生する日において管理組合が引継ぐものとする。